

# 山梨県公報

号外第11十九号

日曜金

平成二十六年  
六月一十日

定期監査

(1) 監査実施所屬、監査実施日及び監査の結果は、平成26年2月28日発行(山梨県公報号外第10号)山梨県監査委員告示第2号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があつた所屬が講じた措置の内容

四 次

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………】

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条第十一項の規定によつて、監査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年六月一十日

山梨県監査委員 芦中石月  
同 同  
彦元徳勝  
澤幸孝  
込脩井  
望

監査対象所屬	企画県民部 農東地域県民センター
監査実施日	平成25年9月24日、10月22日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る特別報酬について、建設事務所の職員に対しては報償費で支出し、農務事務所の職員に対しては報酬で支出しており、同一の支払内容に対し支出科目が相違していた。また、当該支出については、県土整備部及び農政部がそれぞれ定めた「登記促進報償金支給要領」により行われていたが、農政部の要領について、記載内容が不明確であり一部不備があつた。
1) 登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る特別報酬については、これまで所管課からの通知に基づき、各事務所に金額と支出科目を確認して支出してきたところであるが、執行機関として法令に立ち返って所管課に改善を求める姿勢を欠いていた。今回の指導に基づき、特別報酬については、登記実績に応じ日々支払っている登記促進報償金の特別分であることから、農政部の「登記促進報償金支給要領」に、特別報償金の支給に関する条項を明記するように所管課へ依頼し、平成25年11月20日付け一部改正された。	1) 物品要求書について、今後さらにチェックを強化し、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年1月14日、平成26年1月22日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 3件 (収入2、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

監査対象所属	福井保健部 中北保健福祉事務所(木所)
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月19日、11月1日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
〔指導事項〕4件	(収入1、支出1、給与2)
〔一般会計〕	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
①父子福祉資金貸付金償還金	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 5,480,798円 平成25年度分 129,600円 合計 先数 5件 5,610,398円	合計 先数 5件 5,610,398円
〔特別会計〕	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 85,356,065円 平成25年度分 2,699円 合計 先数 37件 805,644円	合計 先数 37件 805,644円
③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 802,945円 平成25年度分 144,325円 合計 先数 17件 11,164,159円	合計 先数 17件 11,164,159円
④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 先数 7件 326,148円 合計 83,513,104円 (△3,249,686円)	合計 83,513,104円 (△3,249,686円)
⑤母子福祉資金運営金	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 先数 7件 62,558円 合計 708,967円 (△93,978円)	合計 708,967円 (△93,978円)
⑥母子福祉資金貸付金返納金	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
平成25年度分 先数 1件 75,000円 合計 2,150円 (△549円)	合計 2,150円 (△549円)
③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 10,524,481円 (△495,353円) 合計 10,614,481円 (△549,678円)	合計 10,614,481円 (△549,678円)
④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 317,229円 (△8,919円) 合計 52,491円 (△10,067円)	合計 52,491円 (△10,067円)
⑤母子福祉資金運営金	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
過年度分 15,000円 (△60,000円) 合計 15,000円 (△60,000円)	合計 15,000円 (△60,000円)
⑥母子福祉資金貸付金返納金	1) 収入未済について 長期間滞還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち毎回訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や滞帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。 ( )内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。

いては、平成25年11月1日より長期締結契約を締結しており、当該契約の違約金条項は適正な記載内容となっている。

監査対象所属	総務部 消防学校
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日

(指導事項) 2件 (契約2)

- 自動販売機の設置・運営を目的とする行政財産貸付契約の予定価格調書に契約担当者の認印がなかった。
- 燃料供給契約3件は、単価契約であるが、運営金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。

監査対象所属	総務部 消防学校
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日

(指導事項) 2件 (契約2)

- 予定価格調書の作成の際は、契約担当者の印漏れのないよう、調書の記載内容の見直しの徹底等、再発防止に万全を期す。
- 燃料供給契約3件は、単価契約の締結に当たっては、複数の職員による契約書の内容確認の徹底等、再発防止に万全を期する。なお、複写機使用契約につ

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (東北支所)	用を図る。
監査対象期間	平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月	3) 平成 25 年 1 ～ 10 月給与で戻入を行った。今後は事例集等を参考に、適正に処理する。
監査実施日	平成 25 年 9 月 1 ～ 3 日、10 月 1 ～ 6 日	4) 所管税務署に確認したところ、本人が確定申告で精算をするため、次回からの改善で良いとの回答を得たので、次回支給分から改善する。
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<b>(指導事項)</b> 2 件 (支出 2)		
1) 国民生活基礎調査に係る経費・調査員報償費について、平成 24 年 6 月に調査を実施しているにもかかわらず、支払は翌年 4 月と大幅に遅延していた。	2) 結核患者管理検診・接触者等検診委託に要する経費について、委託期間は平成 25 年 4 月 1 日からであるが、支出負担行為同いは 4 月 17 日に起算されており、遅延していた。	1) 課全体で年間スケジュールを共有し、進捗状況を把握するとともに、予算会達と執行状況を、事業進捗と合わせて管理することにより、執行漏れのない事務処理に努める。 また、適切な進捗管理により、平成 25 年度調査においては、適正な業務執行を行っている。 2) 医療機関用と検査機関用で契約締結日の異なる委託契約を、同一支出負担行為同いで処理したために生じた誤りであり、本来、それぞれの契約行為ごとに支出負担行為同いを起算すべきものであるので、平成 26 年度からは別々の起算により処理する。

監査対象所属	福祉保健部 西南保健福祉事務所	[特別会計]
監査対象期間	平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月	①母子福祉資金貸付金償還金（元金）過年度分収納額 847,855 円
監査実施日	平成 25 年 9 月 2 ～ 5 日、11 月 5 日	平成 25 年度分収納額 18,428 円
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	未収金 先数 24 件 9,088,378 円
<b>(指導事項)</b> 2 件 (収入 1, 契約 1)		②母子福祉資金貸付金償還金（利息）過年度分収納額 0 円
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	未収金 先数 2 件 181,648 円
[一般会計]		③寄附福祉資金貸付金償還金（元金）過年度分収納額 80,440 円
①父子福祉資金貸付金償還金（元金）過年度分 先数 1 件 824,800 円	2) 特別管理産業廃棄物処理（収集・運搬）委託契約において、廃棄物の排出実績のある月には基本管理料を支払うこととされているが、契約書に排出予定期数が記載されているなかった。	平成 25 年度分収納額 0 円
②母子福祉資金貸付金償還金（利子）過年度分 先数 2 件 181,648 円	また、契約書の違約金に関する余項において、基本管理料が違約金の算定対象に含まれていなかつた。	
○收入未済の状況 (H26.3.11 現在)		
[一般会計]		
①父子福祉資金貸付金償還金	1) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じております。引き続き収入未済額の縮小に向け取組みを強化する。	
②住宅手当緊急特別措置事業返還金	1) 生活保護費返還金過年度分 22,315,276 円 平成 25 年度分 327,530 円 合計 先数 26 件 22,642,806 円	[一般会計]
過年度分 9,601,986 円 平成 25 年度分 352,675 円 合計 先数 26 件 9,954,661 円	①生活保護費等返還金については、平成 18 年の出先機関の再編により他所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。また、回収が困難な債権については、債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたっている。今年度中の回収状況は次のとおりである。 (H26.2 月末日現在)	
③寄附福祉資金貸付金償還金（元金）過年度分 1,915,650 円 平成 25 年度分 53,100 円 合計 先数 1 件 1,968,750 円	・過年度分収納額 80,000 円 先数 23 件 24,020,635 円	②住宅手当緊急特別措置事業返還金については、債務者の理解がなかなか得られないと、回収が困難な状況である。

[特別会計]	
①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	
過年度分 4,413,448 円 平成 25 年度分 98,126 円	
合計 先数 14 件 4,511,574 円	
②母子福祉資金貸付金償還金（利子）	
過年度分 先数 3 件 87,412 円	
事項 1)	
[特別会計]	
①母子福祉資金貸付金の収入未済については、	
償還計画に基づく償還が困難となり分納している債務者に対しては面談による償還指	
面談を行い、また、納付が遅れた債務者に対しては、債務の確認と分納額の見直しを行ったうえで、「債務承認及び分納に係る覚書き」を徵している。	
新たな未収金を発生させない対策としては、	
貸付の前に、借受人の償還時の収支の把握を行なうなど、貸付の審査の強化も図っている。	
今年度中の回収状況は次のとおりである。	
(H26.2月末日現在)	
2) 保健師現任教育研修会及び給食施設病態別	
栄養業務研修会において、招聘した講師に支	
給した報償費に対し、復興特別所得税の源泉	
徴収をしていなかった。	
3) H1V検査相談研修会の受講料について、	
前渡資金精算書が作成されていなかった。	
2) 当件は、所内担当者が復興特別所得税の源	
泉徴収について、認識がなかったことが原因	
である。	
平成25年度からは、事務所内に周知徹底	
を図っており、適正な源泉徴収処理がされて	
いる。	
3) 相当者は、支出命令作成の際に精算行為が	
必要と認識していたが(支出命令書の支出区分に「資金前渡(精算あり)」と指定)、研	
修受講後、相当業務を遂行する中で精算行為	
を怠ってしまった。	
今後は、財務規則の周知のみならず、財務	
会計システムの未精算帳票の確認等で精算行為の漏れが発生しないよう徹底を図っている。	
4) 平成24年度に発生した生活保護費返還金	
の収入未済について、「山梨県税外收入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督	
促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促	
が発付されていなかった。	
4) 平成24年度に発生した生活保護費返還金	
の収入未済について、「山梨県税外收入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督	
促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促	
が発付されていなかった。	

[①]歳入について、次のとおり収入未済があつた。	[①]母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金による償還指導、連帯保証人や連帯借受人の協力依頼を続けるとともに、「山梨県債権回収処理マニュアル」に沿って、債務承認書の徵収や一部債務の納付による消滅時効の中斷措置、個々の状況に応じた分納納付の採用等により、今後も収入未済金の回収に努める。生活保護返還金も、同様な措置を講じ、今後も継続して、収入未済金の回収に努めている。なお、回収不能債権(平成25年1月2月18日時効到来債権37,300円)については、不納欠損処理を行つた。
[一般会計]	
ア 父子福祉資金貸付金償還金	
過年度分 先数 2 件 601,300 円	
イ 生活保護費返還金	
過年度分 先数 4 件 3,194,132 円	
[特別会計]	
ア 母子福祉資金貸付金償還金(元金)	
過年度分 20,577,156 円	
平成25年度分 571,514 円	
イ 母子福祉資金貸付金償還金(利子)	
過年度分 345,558 円	
ウ 駕場・福利社資金貸付金償還金(元金)	
過年度分 先数 7 件 3,367,768 円	
エ 寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)	
過年度分 先数 6 件 173,009 円	
②担当職員及び担当内で督促状の発付規定について、再度確認した。また、進行管理を組織的に管理(担当リーダーが財務の未収金一覧を確認)する体制に改めた。	
③担当内の課定業務をスケジュール化し、進行管理を徹底する。	
④指導を受け、直ちに、適正な収入科目に更正した。	
⑤年度中途の新規採用職員に係る給与であつてことから、新規採用職員に係る給与関係事務をマニュアル化し、進行管理を徹底する。	
⑥年度当初人事給与システムへの入力がなされなかつたため、4月及び5月分が離部金への控除が行われず、この本人負担分を現金で納付していいた。	
⑦指導後、直ちに、違約金条項の条文を訂正した契約書により25年度上期の変更契約及び25年度下期の契約を締結した。	
⑧購入した郵便切手について、財務規則第24-3条に規定する郵便切手類受払簿に記載のないものがあった。	
⑨公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的と相違した支出が行なわれるなど、次のとおり	

<p>不適切な事務処理があった。</p> <p>同一日の口座振替される電気料金のうち、水位観測局の電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手續きの遅れにより、振替日までに口座に入金されいなかった。</p> <p>このため、振替日において、庁舎電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から水位観測局電気料金が口座振替された。この結果、庁舎電気料金として口座に入金した前渡資金で水位観測局電気料金の支払が行なわれていた。</p> <p>また、庁舎電気料金については、残高不足となり口座振替が行なわれなかつた。</p> <p>このため、振替不能となつた庁舎電気料金の支払にあたり、水位観測局電気料金支払を目的としてあらためて口座に入金し前渡資金と口座に残っていた庁舎電気料金支払を目的とした前渡資金どを口座から引き出し、あわせて現金により庁舎電気料金の支払を行なつてはいた。この結果、水位観測局電気料金を目的として口座に入金された前渡資金で庁舎電気料金（一部）の支払が行なわれていた。</p> <p>⑩安全運転管理者の届出に要する経費について、資金前渡の手続きの遅れにより、公費で支出すべきところ、私費で支払していた。</p>	<p>遷延している場合には、公共料金事業者に確認をし、FAX等で請求書を送付してもらうなど、振替日を徒過しないよう努める。</p> <p>④労働保険料年度更新において、保険料・一般拠出金算定基礎額に誤りがあり、過少申告となつてはいた。</p> <p>⑤平成24年度の賃借物品であるガス漏れ警報器について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかつた。</p> <p>また、平成25年度の同賃借物品について、占有物品受入調書の分類番号・名称に誤りがあった。</p> <p>⑥ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、連約金条項の記載内容が単価契約とのどとなつていなかつた。</p>
---	---

<p>品購入報告書が作成されていなかつた。</p> <p>③四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、通勤距離を「一般に利用する最短の経路の長さ」でないものに誤つて認定し、通勤手当が過払いとなつているものがあつた。</p> <p>④監査後直ちに再申告を行い不足金を納入した。今後は、届出に際し地図ソフトによる検索結果の添付も励行した。</p> <p>⑤財務規則に則り適切に実施するため、担当部門について複数の職員間で共有する体制とした。</p>
<p>⑥監約の変更手続きを行い連約金条項について単価契約のものとした。また所属の契約事務について複数の職員間で共有する体制とした。</p>
<p>⑦監査対象所属 福祉保健部 こころの発達総合支援センター</p> <p>監査対象期間 平成24年10月～平成25年9月</p> <p>監査実施日 平成25年12月4日、平成26年1月15日</p>
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 現金収納(證察代)において、財務規則第45条に定める期限までに払込みがなされていなかつた。(9,330円)</p> <p>監査実施日 平成25年1月29日</p>
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多數あつた。</p> <p>指導事項に該当するもの 6件 (収入1、支出1、給与2、物品1、要約1)</p> <p>①歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>児童福祉施設費負担金 過年度分 361,065円 平成25年度分 214,890円 合計 先数 915,956円 ②資金前渡で支出した研修費負担金について、精算が遅延しているものがあつた。 また、資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に基づく物</p>
<p>監査対象所属 福祉保健部 あけぼの医療福祉センター</p> <p>監査対象期間 平成24年10月～平成25年9月</p> <p>監査実施日 平成25年12月10日、平成26年1月15日</p>
<p><b>(指導事項)</b> 5件 (収入1、給与1、財産1、要約2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 7,941,525円 平成25年度分 155,324円 合計 先数 18件 8,096,849円 ②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,949,887円</p>

平成25年度分	896,835円	①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,969,253円
合計 先数 41件	3,846,692円	②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,586,103円
合計 先数8件	2,173,977円	合計 先数3件 447,900円
合計 先数34件	3,374,991円	③離入 過年度分 12,937円
合計 先数 2件	50,775円	平成25年度分 37,838円
		合計 先数11件 550,770円
		②育児福祉センター使用料 過年度分 438,700円
		合計 先数1件 408,700円
		③離入 過年度分 374,160円
		合計 先数11件 550,770円
		②育児福祉センター使用料 過年度分 39,200円(減)
		合計 先数1件 19,350円(減)
		(37,838円の減)
		②育児福祉センター使用料 過年度分 408,700円
		合計 先数2件 408,700円
		③離入 過年度分 374,160円
		合計 先数11件 550,770円

今後の対策として、必要に応じて家庭訪問を実施する。分割納付協議に応じた債務者の納付状況を定期的に確認し、適切な債権管理を行う。交渉が困難な長期債務者については市町村等の関係機関との連携を強化し、協議していく。

2) 住居手当について、家賃の額の改定に伴う住居届の提出がされておらず、8月の手当確認作業の際にも提出指導がなされていなかつた。

2) 住居手当について、家賃の額の改定に伴う住居届の提出がされておらず、8月の手当確認作業の際にも提出指導がなされていなかつた。

2) 住居手当について、支給要件喪失に伴う住居届が提出されていなかった。(要件喪失後手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)

2) 住居手当について、支給要件喪失に伴う住居届が提出されていなかった。(要件喪失後手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)

3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告書がなされているもののが10件あった。

3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告書がなされているもののが10件あった。

4) 空調自動制御装置の保守点検委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。

4) 空調自動制御装置の保守点検委託契約書について、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。

5) 契約書に貼付すべき収入印紙について、昨年度において注意事項とされていたが改善されておらず、金額が不足しているもの(1件)及び貼付がないもの(6件)、貼付が不必要なもの(4件)があった。

5) 契約書に貼付すべき収入印紙について、昨年度において注意事項とされていたが改善されておらず、金額が不足しているもの(1件)及び貼付がないもの(6件)、貼付が不必要なもの(4件)があった。

監査対象所属	福祉保健部 青精福祉センター	②育児福祉センター使用料 過年度分 438,700円
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	この結果、上記未済の内、平成26年3月現在収入未済は
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月17日	①児童福祉施設費負担金 過年度分374,160円
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	平成25年度分176,610円
(指導事項) 1件 (給与1) 1) 臨時職員に係る通勤手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。	3) 「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき督促状の発付が、遅延しているものがあった。	合計 先数11件 550,770円
監査対象所属	森林環境部 環境科学研究所	②育児福祉センター使用料 過年度分 438,700円
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	この結果、上記未済の内、平成26年3月現在収入未済は
監査実施日	平成25年10月4日、12月24日	①児童福祉施設費負担金 過年度分374,160円
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	平成25年度分176,610円
(指導事項) 2件 (物品1、契約1) 1) 転倒マスク型雨量計の購入において、納品された製品の型番が物品要求書及び請書に記	1) 物品要求書の作成において、錯誤により、納品されたものと異なった型番としました。	合計 先数12件 570,120円

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所	2) ガソリンの購入に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	2) 契約の変更手続きを行い違約金条項について単価契約のものとした。 今後このようないよう、一層留意して契約業務を行う。
監査実施日	平成25年10月4日、11月6日	
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 1件 (財産1)		
1) 送電用鉄塔敷に係る行政財産使用許可の指令書において、使用目的に申請・許可内容と異なる目的が記載されていた。		1) 送電用鉄塔敷に係る行政財産使用許可の指令書について、使用目的を修正し、再度使用者に送付した。記載誤りのある指令書については、回収した。
また、許可期間が1年を超えている場合は、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していないかった。		許可期間が1年を超えている場合については、使用料の改定についての規定を追加し、変更指令を行った。
監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター（ワインセンター）	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<b>（指導事項）</b> 1件 (財産1)		
1) 特許権の増減または移動について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告がなされているもののがあった。	1) 監査での指摘を受け、所管課への移動報告を行った。今後は、担当者間の確認をしっかりと行い、事務処理に遗漏がないよう努める。	
また、公有財産の使用許可について、同条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。		
監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月29日、12月20日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<b>（指導事項）</b> 4件 (物品2、契約1、重点事項1)		
1) 資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に定める物品購入報告書が作成されていなかった。	1) 物品購入報告書の作成を行った。 今後は、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。	
2) 貨物品である無線LAN機器等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	2) 無線LAN機器等について、占有物品受入調書の作成を行った。また、自動製版印刷機について、占有物品払出調書及び占有物品受入調書の作成を行った。	
また、自動製版印刷機について、同条に定める占有物品払出調書及び占有物品受入調	今後は、財務規則に基づく適正な事務処理	

		書が作成されていなかった。	
		3) 採業の委託契約（6件）は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のもとのとなっていなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。	
		4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。	
		監査対象所属 産業労働部 産業技術短期大学校	
監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月		監査実施日 平成25年10月29日、12月18日	
監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）			
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)			
1) 収入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 過年度分 先数 5件 1,347,950円		1) 訪問や催告書の送付などにより、平成25年度後期授業料について、納定期間後20日を経過して収入未済となった案件について、督促状を発付して督促を行い受け取った。 今後は、債権管理について適切な事務処理に努める。	
授業料 先数 3件 1,053,250円		2) 平成25年度後期授業料について、納定期間後20日を経過して収入未済となった案件について、督促状を発付して督促を行って受け取った。 今後は、債権管理について適切な事務処理に努める。	
監査対象所属 産業労働部 岐南高等技術専門校			
監査対象期間 平成24年9月～平成25年10月			
監査実施日 平成26年1月17日		監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	
<b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)			
1) LPGガスの供給に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。		1) 指導を受けた後、速やかに違約金条項を定めた変更契約を締結した。 今後は、契約締結時に各条項の漏れがないよう確認を徹底する。	
監査対象所属 梶光部 大阪事務所			
監査対象期間 平成24年11月～平成25年7月			
監査実施日 平成25年10月11日、11月11日		監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）	
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)			
1) 労働保険料について、離へへの振替が遅延しており、年度を超えて振替が行われていった。		1) 離部金に係る事務処理について財務規則の規定を再確認し、今後の事務処理について適正執行を徹底する。	

監査対象所属	農政部 水産技術センター（阿賀支所）	務の改善を行なうとともに、併せて職員への制度の周知を徹底する。
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月15日、11月12日	1) 勘定課を経由して移動報告書を提出した。
監査の結果	(指導事項) 1件 (財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 5筆	2) 今後は、公有財産事務取扱規則に従つて適切に移動報告を行う。
(指導事項) 1件 (財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあった。	講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 未登記5筆のうち、3筆は買収當時（昭和47年前後）相続絡みで未登記になっていたものであり、以後も多くの相続人が死亡しておらず、権利関係が錯綜している。経営状態の影響のためか連絡が取れない状態である。買収から40年余り経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消における、権利関係者の調査等を継続して実施する。 残り2筆は民間会社の所有であるが、経営状態の影響のためか連絡が取れない状態である。	3) 今後は、給与に関する諸規定、各通知等に則つて適切な事務処理を行う。
監査対象所属	農政部 総合農業技術センター（病害虫防除所）	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月17日、11月19日	
監査の結果	(指導事項) 1件 (財産1) 1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第5・4条第2項に定める移動報告がなされていなかったものがあった。	講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 予備監査での指導を受け、所管課に借受財産移動報告書を提出した。今回の事務処理ミスの原因は、規則の理解不足によるものであり、総務課職員全員で再確認を行った。
監査対象所属	農政部 農業試験場	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月18日、11月15日	
監査の結果	(指導事項) 1件 (契約1) 1) 清掃業務委託及び排水中和施設維持管理委託契約は、年間の契約額が定められた契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。	講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 予備監査での指導を受け、所管課に借受財産移動報告書を提出した。今回の事務処理ミスの原因は、規則の理解不足によるものであり、総務課職員全員で再確認を行った。
監査対象所属	農政部 農業試験場	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月1～2日、11月26日	
監査の結果	(指導事項) 3件 (支出1、給与2) 1) 印鑑届送付簿について、財務規則第66条に定める様式に準じて作成されておらず、指定金融機関の受領印がなかった。	講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 印鑑届送付簿については、財務規則第66条に定める様式に準じて作成した。 2) 今後は、財務規則、各通知等に則つて適切な事務処理を行う。
監査対象所属	農政部 農業試験場	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月18日、11月25日	
監査の結果	(指導事項) 1件 (給与1) 1) 四輪自動車を使用する者の通勤手当について、通勤距離を誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあった。(合計3件 170,894円)	講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 3名の通勤距離を実測し、正しい距離で訂正した。また、通勤手当の過払い分は各人が正しい入した。 2) 今後は、通勤手当の認定において、確認事
監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月10日、11月5日	

監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)	していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかつた。 設け、委託契約を締結する。
(指導事項) 2件 (契約1、工事1)			
1) 広瀬ダム公園管理業務委託契約において、相手方との協議のうえ、特記仕様書に定める藤棚消毒作業の作業回数を2回から1回に変更し、他の業務に振り替えていたが、変更に係る打ち合わせ協議簿が作成されておらず、変更契約も行われていなかつた。	2) 琴川ダム貯水池周辺他緊急維持修繕委託(その2)の特記仕様書では委託業務の内容を「緊急的な維持修繕」と定めているが、当該業務委託の中で、緊急的な維持修繕とは考えられないダム案内看板を新たに設置する工事を行っていた。	1) 今後同様な事業で、特記仕様書の内容に変更が生じた場合は、協議簿を作成し適切に変更契約を締結する。	
監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	監査実施日	平成25年10月15～16日、11月26日
監査実施日	平成25年10月11日、11月12日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (工事1)			
1) 荒川ダムゲート操作制御設備(機制操作盤)更新工事の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	1) 監査結果を踏まえ、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」が一部改正された。今後は、この要領に基づき適正に執行する。	1) 監査結果を踏まえ、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	
監査対象所属	県土整備部 大門・塙川ダム管理事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	監査実施日	平成25年11月11日、12月20日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)			
1) 「大門ダム管理事務所及び公園等管理業務委託契約」及び「塙川ダム管理区域内除草及び清掃等業務委託契約」は単価契約であるが、達約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。	1) 今後は、達約金条項を単価契約のものに改める。	1) 期間採用教職員による社会保険料の調定がない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	
監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	監査実施日	平成25年10月11日、11月19日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)			
1) 葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約において、契約保証金を免除する。	1) 今後は、葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書に、達約金の条項をつた。	1) 今後は、委託業務の内容を精査し、適正な処理を行う。	
監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	監査実施日	平成25年10月11日、12月18日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)			
1) 葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書において、契約保証金を免除する。	1) 今後は、葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書に、達約金の条項をつた。	1) 今後同様な事業で、特記仕様書の内容に変更が生じた場合は、協議簿を作成し適切に変更契約を締結する。	
監査対象所属	岐南教育事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	監査実施日	平成25年11月11日、12月20日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)			
1) 葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書において、契約保証金を免除する。	1) 今後は、葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書に、達約金の条項をつた。	1) すべての使用許可について、公有財産台帳と照合・確認の上、未報告のものについては移動報告書を提出した。今後は、関係規定を遵守し、適正な事務処理を行う。	
監査対象所属	岐南教育事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	監査実施日	平成25年11月11日、12月20日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 4件 (収入1、給与2、物品1)			
1) 期間採用教職員による社会保険料の調定がない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	1) 期間採用教職員に係る社会保険料の調定が遅延しているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	1) 平成24年度中の社会保険料の調定で遅延中に調定を行った。今後は調定に係る事務が整い次第、速やかに調定を行う。	
監査対象所属	岐南教育事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査実施日	平成25年11月11日、12月20日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 4件 (収入1、給与2、物品1)			
1) 共同扶養者との連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。	2) 夫婦共同扶養に係る扶養親族届において、共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。	1) 平成24年度中の社会保険料の調定で遅延中に調定を行った。今後は調定に係る事務が整い次第、速やかに調定を行う。	
監査対象所属	岐南教育事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査実施日	平成25年11月11日、12月20日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)			
1) 畠中学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 31,006円)	2) 畠中学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 31,006円)	1) 今後このようないよう管内の各小中学校長あてに通知し、給与資金前渡口座の適正な取扱を徹底した。	
監査対象所属	岐南教育事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	監査実施日	平成25年10月11日、12月18日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)			
1) 心肺蘇生講習会用ダミー人形15体について、学校等に貸出しを行っているが、平成24年7月から平成25年3月までの間、物品貸付調書及び返却調書が作成されていなかつた。	4) 平成25年4月以後、物品貸付調書及び返却調書について貸出の都度適切に作成している。今後とも複数体制で確認することにより連絡なく調書を作成する。		
監査対象所属	岐南教育事務所	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	監査実施日	平成25年11月11日、12月20日
監査実施日	監査の結果	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

監査実施日	平成26年1月17日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	1件(給与1)		
1) 富士川町立増穂西小学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡口座に滞留し、現金支給が遅延していた。	1) 管内小中学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知した。今後は、各学校に送付済みであるチェック表の活用の依頼や、研修会等を通じて注意喚起することにより、給与資金前渡口座の適正な取扱いを図る。		
監査対象所属	富士・東部教育事務所	監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月5日、平成26年1月9日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	1件(給与1)		
1) 下記の管内4小中学校において、職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあった。(4校合計347,962円) 富士市立富士見台中学校、大月市立猿橋中学校、都留市立谷村第一小学校、山中湖村立東小学校	1) 該当小中学校に遅延の経緯及び今後の改善策を確認し、徹底を依頼するとともに、管内小中学校に対して、会議の場で注意を喚起した。今後も、「誤りが起きやすい年度始めに改めて各小中学校に対応を周知徹底する」等事務処理ミス防止に努める。		

監査対象所属	図書館	監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月17日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)		
(指導事項)	1件(給与1)				
1) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道60km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。	1) 往復割引を適用しなかった乗車賃について問い合わせを行い、納入済みとなった。 今後は経路等の確認を徹底して行う。				
監査対象所属	考古博物館(埋蔵文(ヒ)財センター)	監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査実施日	平成25年12月3日、平成26年1月10日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)		
(指導事項)	1件(物品1)				
1) 図書等の管理において不明・未返却資料が数回とおり認められた。	1) 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。 ①不明資料 ・BDSゲート(不正持ち出し防止装置)を設置し不正持ち出しの防止を図っている。 平成22年度 271点 平成23年度 90点 平成25年度 278点 合計1,021点	1) 印刷物に掲載するための作品写真撮影料を支払う際、所得税の源泉徴収をしていかなかった。	1) 源泉徴収の対象についての理解が不足していた。 今後、このようなことがないように、所得税の源泉徴収についての取扱いを周知徹底し、事前に確認したうえで適正に処理を行う。		
監査対象所属	考古博物館(埋蔵文(ヒ)財センター)	監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月23日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)		
(指導事項)	3件(給与1、契約2)				
1) 企画展に係る業務の旅費において、宿泊に要する経費として室料相当分及び朝食代相当分を支給していたが、夕食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。	1) 支給不足分となっていた夕食分の旅費を追加支給した。今後は旅費の実費支給時に領收書の確認を徹底する。	2) 岩盤収蔵庫の廃棄物等処理業務委託(廃棄物の種類に応じた複数単価契約)において、産業廃棄物及び家電リサイクル法の対象となる家電製品の収集・運搬等を行っている職員による館内外の巡回の強化や協力員による館内外の巡回により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。	2) 本来であれば契約書及び支出負担行為同一に記載しておくべき内容であり、今後は起業時の契約書及び支出負担行為同一の内容確認を徹底する。		

監査対象所属	文学館	3) 単価契約の内容に沿った違約金条項に変更する契約書を取り交換した。今後は起案時の契約書案の内容確認を徹底する。
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月14日、12月25日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
（指導事項）4件（収入2、財産1、重点事項1）		
1) 都市公園占用料について調定が遅延しているものがあった。1件 3,220円		
2) 指定管理者が承認した講堂の使用について、使用者が使用日までに使用料を納入しなかったにもかかわらず講堂を使用させていた。その結果、当該使用料が次のとおり収入未済となっていた。		
文学館講堂使用料 平成24年度分 1件 13,600円		
また、使用承認を受けた者が納期までに使用料を納入しなかった場合の使用承認の取扱について、指定管理者と取り決めがなされていなかつた。		
3) 芸術の森公園に係る都市公園の占用許可（バス停留所標識）について、許可の更新手続きがされていなかったものがあつた。		
4) 平成24年度に発生した講堂使用料に係る収入未済1件1先13,600円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促状も発付されていなかつた。		
4) 延滞先との交渉内容や対応方法等については記録を残し、副館長まで縦議課職員間で情報共有していたが、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿を作成していなかつた。施設使用料については、事前の納入状況の確認、指定管理者との連絡調整を適正に行うことにより、基本的には収入未済は発生しないものと思われるが、今後、収入未済が発生した場合には、同マニュアルに定める延滞債権管理簿を作成し、適切に管理を行うとともに、納期後20日以内に速やかに督促状を送付する。		

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成 24 年 9 月～平成 25 年 9 月
監査実施日	平成 25 年 1 月 13 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1 件 （契約 1 ）	1) 日直代行業務委託は、単価契約であるが、 遅納金条項の記載内容が単価契約のものと なつていなかつた。
監査対象期間	監査実施日
平成 24 年 1 月～平成 25 年 9 月	平成 25 年 1 月 10 日～31 日、11 月 11 日、12 月 26 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指摘事項） 4 件 （給与 1 、物品 1 、財産 1 、契約 1 ）	<p>1) 平成 25 年 1 月に実施した昨年度の定期監査において、平成 24 年 4 月甲府市内に自宅（持ち家）のある職員が車道を利用して通勤する場合に転居し、自動車と鉄道と届出に係る事を証する定期券写しの確認を行わないまま通勤手当を認定し、届出に基づく手当を支給しておらず、また、年度途中に実施される手当のその後の随時確認の際も、本件に係る定期券写しの確認が行われていなかつたため、指導事項とした。</p> <p>平成 25 年 1 月に実施した今年度の定期監査時点においても、定期券写しの確認がなされていなかつたとともに、平成 25 年 4 月に東京都内から自動車により通勤する旨の変更届が提出された際にも、変更前と同様に実態の確認を行わないまま通勤手当を認定し、支給していただいため、指摘事項とした。</p> <p>不適切な事務処理があつた。</p> <p>○図書室の書籍に財務規則に定める物品の購入手続書きを行わないまま納入させていたのがあつた。このため、監査日（11 月）現在、支払等ができない状態となつていた。</p> <p>○物品の購入について、以下のとおり著しく不適切な事務処理があつた。</p> <p>○物品要求書及び支出命令書が重複しており、二重扱がされていたものがあつた。また、物品要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品に一致しないものがあつた。</p> <p>○平成 25 年度の新聞購読料は支出負担行為同いで前金払とされていたが、監査日</p> <p>1) 当該職員に平成 24 年 4 月以降の通勤・居住の実態を示す書類の提示を求めていたが、提出がなかつたため所管課と協議の結果、平成 24 年 4 月から甲府市内の自宅（持ち家）から通勤しているとみなし、認定を取消した。支給済み手当額と認定取消しによる手当差額は、所管課に問い合わせ処理の対応を依頼し、平成 26 年 2 月 18 日までに全額を返還させた。以後の手当認定においては、事実を確認できる書類の提出を求め、提出がされない場合には認定しないこと（案件によっては所管課へ協議）とする。</p> <p>○書籍については所管課からの指示により「原未書」と「各業者と取り交わした合意書」を添付した物品要求書を起案し、平成 25 年 1 月末までに支払済み。</p> <p>○物品の二重扱については、物品要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品を確認し、重複分に係る手当を処理を行つた。</p> <p>○新聞購読料については、4 月～11 月分を 1 月末までに支出済み。</p> <p>今後は、山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。</p>

<p>(1) 1月) 現在、4月から10月分の支払等がされていなかった。</p> <p>3) 消防法で6か月に1回行なうことが義務づけられている自動火災報知設備等及び消火栓設備等の機器点検が、監査日(11月)現在、実施されていなかった。</p>		<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 行政財産使用許可による日新館厨房使用的上下水道料負担金の認定において、算定基礎となる学校全体の上下水道使用料には消費税が含まれているが、当該負担金に消費税相当分が加算されていなかった。</p>																	
<p>4) 平成25年度PH中和槽維持管理業務など6件の業務、飲料水及びペールの水質検査業務及びガス漏れ警報機の賃貸借について、財務規則に定める契約手続を行わないまま、業務等を業者に行なわせていた。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となっていた。</p>		<p>(指導事項) 4件 (収入1、支出1、契約2)</p> <p>1) 職人について、次のとおり収入未済があつた。授業料過年度分 先数1件 39,600円</p> <p>2) 電気料金等の支払が遅延しているものがあつた。電気料金について遅延利息が発生していた。</p> <p>3) LPガス供給等に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のとねつていなかつた。</p> <p>4) 契約書に定められた請求時期と実際に請求書が提出された時期が相違しているものが4件あつた。</p>																	
<p>月22日実施) 及び消火栓設備等の総合点検(平成26年3月15日に実施)と併せて実施した。</p> <p>今後は、消防関係法令に則り適正に事務処理を行う。</p> <p>4) 平成25年度PH中和槽維持管理業務など6件の業務については、所管課の指示に従い、飲料水及びペールの水質検査業務については所管課からの指示に従い、1月末までに支払済み。ガス漏れ警報機の賃貸借についても、所管課の指示に従い支出負担行為を作成、契約を行い、支払済み。</p> <p>今後は、山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。</p>		<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 平成26年3月27日付け「行政財産の使用に伴う必要経費の算出について(通知)」に基づき、算出方法を消費税が加算されるよう改めた。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査対象所属</th> <th>甲府西高等学校</th> </tr> <tr> <th>監査対象期間</th> <th>平成24年9月～平成25年9月</th> </tr> <tr> <th>監査実施日</th> <th>平成25年12月13日</th> </tr> </thead> </table>		監査対象所属	甲府西高等学校	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	監査実施日	平成25年12月13日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の結果</th> <th>講じた措置(又は今後の方針等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>甲府東高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成24年9月～平成25年9月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成25年12月13日</td> </tr> <tr> <td>監査の結果</td> <td>講じた措置(又は今後の方針等)</td> </tr> </tbody> </table>		監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査対象所属	甲府東高等学校	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	監査実施日	平成25年12月13日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象所属	甲府西高等学校																		
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月																		
監査実施日	平成25年12月13日																		
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																		
監査対象所属	甲府東高等学校																		
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月																		
監査実施日	平成25年12月13日																		
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査対象所属</th> <th>甲府東高等学校</th> </tr> <tr> <th>監査対象期間</th> <th>平成24年9月～平成25年9月</th> </tr> <tr> <th>監査実施日</th> <th>平成25年1月8日</th> </tr> </thead> </table>		監査対象所属	甲府東高等学校	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	監査実施日	平成25年1月8日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の結果</th> <th>講じた措置(又は今後の方針等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>甲府工業高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成24年11月～平成25年8月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成25年1月28日、平成26年1月29日</td> </tr> <tr> <td>監査の結果</td> <td>講じた措置(又は今後の方針等)</td> </tr> </tbody> </table>		監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査対象所属	甲府工業高等学校	監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査実施日	平成25年1月28日、平成26年1月29日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象所属	甲府東高等学校																		
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月																		
監査実施日	平成25年1月8日																		
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																		
監査対象所属	甲府工業高等学校																		
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月																		
監査実施日	平成25年1月28日、平成26年1月29日																		
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査対象所属</th> <th>甲府工業高等学校</th> </tr> <tr> <th>監査対象期間</th> <th>平成24年11月～平成25年8月</th> </tr> <tr> <th>監査実施日</th> <th>平成25年1月28日、平成26年1月29日</th> </tr> </thead> </table>		監査対象所属	甲府工業高等学校	監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査実施日	平成25年1月28日、平成26年1月29日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査の結果</th> <th>講じた措置(又は今後の方針等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>甲府城西高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成24年11月～平成25年8月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成25年1月13日、12月24日</td> </tr> <tr> <td>監査の結果</td> <td>講じた措置(又は今後の方針等)</td> </tr> </tbody> </table>		監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査対象所属	甲府城西高等学校	監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査実施日	平成25年1月13日、12月24日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象所属	甲府工業高等学校																		
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月																		
監査実施日	平成25年1月28日、平成26年1月29日																		
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																		
監査対象所属	甲府城西高等学校																		
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月																		
監査実施日	平成25年1月13日、12月24日																		
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																		

監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)	(指導事項) 1件 (給与1)	1) 建築物環境衛生管理業務委託において、通常で選任が必要な「建築物環境衛生管理技術者」に係る業務について、委託契約期間満了前の平成25年3月25日付で履行確認を行い、同3月29日付で支出していた。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	農林高等学校 平成24年9月～平成25年10月 平成26年1月8日	1) 今後は、契約期間満了を持って履行確認を行い支出する。同様の誤りがないよう所轄内のチェックを確実に行う。
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	1) 今後は、契約期間満了を持って履行確認を行い支出する。同様の誤りがないよう、支給要件を再確認するとともに教員特殊業務手当支給確認のチェック項目とした。
(指導事項) 1件 (支出1)	(指導事項) 1件 (支出1、財産1、契約1)	1) 公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令が遅延したことにより、振替不能や年度が異なる支払いの振替など、次の一通り不適切な事務処理があった。 同一日に口座振替される電気料金4件は電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。 このため、振替日(出納閉鎖日)において、水道料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から電気料金4件のうち3件が口座振替された。この結果、水道料金として新年納閉鎖日に口座に入金した前渡資金で新年度の電気料金の支払が行なわれていた。 また、水道料金については、電気料金4件の支払を目的としてあらためて口座に入金した新年度の前渡資金と口座に残っていた水道料金支払を目的とした前渡資金とにより納期限前に口座から引き落とされていた。ただし、振替不能となつた電気料金の延滞利息は発生しなかった。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	市川高等学校 平成24年9月～平成25年10月 平成26年1月8日	1) 今後は、各年度の支払いの振替について、納期表を踏まえたうえで、混同がないように徹底する。また、本件の原因となった支出命令の作成の遅れが発生しないよう、スケジュール管理を的確に行う。
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	1) 今後は、各年度の支払いの振替について、納期表を踏まえたうえで、混同がないように徹底する。また、本件の原因となった支出命令の作成の遅れが発生しないよう、スケジュール管理を的確に行う。
(指導事項) 3件 (支出1、財産1、契約1)	(指導事項) 3件 (支出1、財産1)	1) 貨借物品であるLPガス警報器の使用料の支出科目について「使用料及び賃借料」として「需用費」で処理されていた。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	市川高等学校 平成24年9月～平成25年10月 平成26年1月8日	2) 行政財産使用許可において使用料を減額しているが、申請書に減額を希望する理由の記載がないものが5件あった。
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	2) 今年度支出済のガス警報器使用料については、科目更正を行い「需用費」から「使用料及び賃借料」への支払いへ変更した。監査終了後に請求のあったものについては、適正な科目からの支出をしている。 今後も支出等の事務処理の際には、支出科目が適正であるかの確認を十分に行う。
(指導事項) 3件 (支出1)	(指導事項) 3件 (支出1)	3) 可燃物運搬処理業務委託契約3件は、単価契約であるが、連絡金条項の記載内容が單価契約のものとなつていなかつた。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	陕南高等学校 平成24年9月～平成25年10月 平成26年1月8日	3) いすゞの契約についても、前年度の契約を参考に契約書を作成し、記載内容の誤りに気づかなかつたものであるが、日灯油の単価契約については、今年度11月の契約の際に、連絡金記載の誤りに気づき、単価契約で適用される記載内容に変更し契約を締結している。 契約行為を行なう際は、今後も、より慎重に契約書の記載内容を確認する。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	陕南高等学校 平成24年11月～平成25年8月 平成25年1月13日、12月20日	1) 指導後、速やかに物品貸付調書を作成した。
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	1) 指導後、速やかに物品貸付調書を作成した。
(指導事項) 1件 (物品1)	(指導事項) 1件 (収入1)	1) 外国語等助手に貸付ける寝具一式について、財務規則第1616条に定める物品貸付調書が作成されていなかつた。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	増穂商業高等学校 平成24年11月～平成25年8月 平成25年1月12日、平成26年1月23日	1) ①債務者等の所在については今後とも住民票持本を取得し、確実な連絡手段を確保した上で、電話等による早期かつ計画的な納付を促す。 ②連帯保証人を対象に文書や電話による協力要請の回数設定を行う。

③戸別訪問の回数等を図るなど、徴収の時機を失しないよう定期・定時連絡等を行ない、粘り強く交渉し滞納額の圧縮を図る。

④特に、平成26年6月に消滅時効を迎える債務者は、成人に達しているため重點的に督促等を行い、併せて当該債務者の連帯保証人ととの交渉を重ねて行く。  
なお、予備監査日以降も上記方法による催促・督促を行った結果、1先138,100円を収納した。平成26年度末現在の収入未済は先数7件 447,900円である。

監査対象所属	日川高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）1件（財産1） 1) 電気通信施設設置及び耐震使用に係る行政財産の使用許可において、許可期間が年を超過している場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。	1) 「行政財産使用料の額の改定について（平成26年1月2日付け管財課長事務連絡）」に基づき、許可指令書に使用料の改定に係る条項を追加する変更使用許可を行う。 今後は、行政財産使用料等の算定に係る通常に則り、適切な事務処理を行う。

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）5件（収入1、物品1、財産1、契約1、重点事項1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済がある。 授業料　過年度分　先教1件 168,300円 2) 郵便切手類受払簿が定められた様式で毎月に作成されていなかった。 3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。	1) 収入未済については、保護者に電話連絡や家庭訪問を行ない督促したが解消されていなかった。今後は、家庭訪問などの取り組みを強化する。 2) 郵便切手類受払簿について、月毎に作成するよう改めた。 3) 移動報告が成されていなかった行政財産の使用許可について、報告書を提出した。今後、行政財産の使用許可を行った際は、速やかに移動報告を行なう。 4) 日直代行業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が單価契約のものとなっていました。 5) 平成24年度に差生した学校開放に係る黙明施設電気料について、収入未済となっていたもののが5件あった。このため、扶養手当が「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されておらず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿も作成されていません。

らず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿も作成されていません。また指導を受けた債権については、納入済みとなっている。

1) 行政財産使用料の調定について、7件全ての調定を行った。  
今後は速やかに4月当初に調定を行う。  
2) 規則に基づき、移動報告書を提出した。  
今後はこのようないいよう、公有財産事務取扱規則を熟知し、迅速に手続きを行う。

監査対象所属	桂高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）1件（財産1） 1) 取得用地に未登記のものがあった。	1) 未登記地の解消については、平成27年度の市への移譲に向けて、所管課において手続き中である。

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月15日、12月24日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）1件（財産1） 1) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされているものが5件あった。	1) 平成25年12月17日付けて、移動報告書を所管課に提出した。 今後は、法令等を遵守し、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日

（指導事項）2件（給与1、物品1）  
1) 別居の父母による扶養手当の事後確認における送金の判定について認定要件を満たしていないもののが5件あった。このため、扶養手当が適用いとなっていた。

たが「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されておらず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿も作成されていません。

2) 平成24年度に賃借した車両について、財務規則第168条に定める占有物品受人調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	2) 占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成した。 今後は遺漏のないように留意する。
--	---

監査対象所属	甲府支援学校	は、その都度速やかに移動報告書を作成し、報告する。
--------	--------	---------------------------

監査対象所属	中央高等学校	監査対象期間	平成24年1月～平成25年8月	監査実施日	平成25年1月13日、平成26年1月8日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)							
1) 新校舎への引っ越しに伴い、使用不能な物品を廃棄処分していたが、財務規則第164条に定める物品棄却調書による棄却のための手続きが行われていなかった。							

監査対象所属	ひばりが丘高等学校	監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査実施日	平成25年1月15日、平成26年1月9日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 3件 (収入・給与1、財産1)							
1) 収入証紙消印実績簿の件数及び金額に誤りがあった。							
2) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条第2項に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。							
3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。							

監査対象所属	わかば支援学校	監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査実施日	平成25年1月28日、平成26年2月3日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)							
1) 収入について、次のとおり収入未済があった。							
特別支援教育就学奨励費（給食費）過払いによる返還金の延滞金 平成25年度分 先数 1件 50円							
今後は、新規に使用許可した場合は、直ちに報告書を提出する。							

  

監査対象所属	やまびこ支援学校	監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	監査実施日	平成26年1月8日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 1件 (支出1)							
1) 安全運転管理者の届出に要する経費について、公費で支出すべきところ、私費で支出していた。							
今後は、このようないくつかの方法で、公費で支出する。							
2) 貸付（使用許可）移動報告書（2件）を作成し、所管課に提出した。							
今後、公有財産の内容に変更が生じた場合							

監査対象所属	富士見支援学校	監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	監査実施日	平成26年1月17日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)							
1) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていました。							
2) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約について、執行済みであつたため、今後の契約締結時には契約書の違約金条項の記載内容を単価契約のものに改める。							

監査対象所属	ふじざくら支援学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 2件 (給与1、契約1)	<p>1) 増額変更後の通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。</p> <p>2) 平成25年度スクールバス運行管理業務委託契約について、次のとおり不適切な事項が あった。</p> <p>①契約担当者が記載すべき予定価格調書の 予定価格欄及び見積書比較価格欄について、 金額が印字されたものであった。</p> <p>②予定価格が積算額より高く設定されてい た。また、結果として積算額を上回る額で契 約されていた。</p> <p>③支出負担行為同いの支出区分では精算払 のみとなっていたが、契約書第6条第2項に 前金払ができる旨規定されていた。</p>

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月30日、12月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 1件 (契約1)	<p>1) 監視システムの賃貸借に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていました。また、契約書に不要な収入印紙が貼付されていた。</p> <p>2) 消費税対象になる部分と消費税非対象部分 とで、複雑な核算を要することから、複数人 でのチェック体制に不備もあった。</p> <p>次回からは、今回の指導も踏まえた事務所 内のチェック体制を強化するとともに、関係 所属と共同で、強固なチェック体制を構築す る。</p>
監査対象所属	南部警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月30日、12月20日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 1件 (支出1)	<p>1) 平成24年10月に更新している身延山駐 在所敷地賃借に係る長期離続契約の執行同 じは、支出負担行為同いにより行うこととさ れているが、支出負担行為同いが作成され ていなかった。そのため年度当初に決裁を受け た支出負担行為同いで3月に年間使用料を 支払っていた。</p>
監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 2件 (支出1、契約1)	<p>1) 平成25年度の待機宿舎（美咲寮）の入居 料の算定について、管理者に指定された者の誤 りがあり、入居料が過大に徵収されていた。 2) 自動車用燃料の購入に係る契約は、単価契 約であるが、違約金条項の記載内容が単価契 約のものとなっていました。</p>
監査対象所属	韮崎警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 2件 (支出1、契約1)	<p>1) 留醫人医療費の支払において、全額公 費負担とすべきところ、国民健康保険を適用 した金額（診療費の3割）の請求書を受け取 り、支払を行っているものがあった。</p> <p>2) 庁舎清掃業務委託契約書中の委託料の支払 に関する条項において、毎月前分の請求書を を提出することとされているが、前月分とし て請求すべき金額の算定方法が明らかにさ れていた。また、実際の請求は、当該 条項の規定とは異なり、2か月に1度行われ ていた。</p>

監査対象所属	甲府警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>（指導事項）</b> 1件 (契約1)	<p>1) 車両運搬委託契約外1件に係る契約は、 単価契約であるが、違約金条項の記載内容が 單価契約のものとなっていました。</p>